

監査結果公表第16 - 17号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成16年12月29日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

記

- 1 財政援助団体等監査
八尾市人権教育研究会
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 0729 - 24 - 3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村 晃義 様
八尾市議会議長 西野 正雄 様
八尾市教育委員会教育長 森 卓 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
同 北 山 諒 一
同 高 田 寛 治
同 西 川 訓 史

財政援助団体等の監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

- 1 監査の実施期間
平成16年9月1日から平成16年11月16日まで
- 2 監査の対象団体
八尾市人権教育研究会
- 3 監査の対象事項及び範囲
監査の対象事項 財務事務等
監査の範囲 平成15年度の事務事業等
- 4 監査の目的及び着眼点
八尾市からの補助金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 5 監査の結果
出納及び出納に関連する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討及び改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

〔指摘事項〕

1 預り金の保管について

八尾市人権教育研究会の金銭管理において、大阪府等の研修会参加費用を研究会会計の通帳に一時入金している事例が見受けられたが、研究会の収入と予算外の一時的預り金が会計処理上明確となるよう事務処理の改善を図られたい。

2 支出事務について

講師謝礼等で立替払いが見受けられたが、支出に際しては立替払いがないよう適切に処理されたい。また、会計帳簿の記入等において一部日付が不適切なものが見受けられたので、適切に処理されたい。